

navigation

杵築市創業セミナー（初級編）

 商工観光課商工労政係
  0978-62-1808
 杵築市商工会
  0978-62-2539

「お店を持ちたい」「会社を立ち上げたい」、そんな創業を目指す方々の夢を現実のものにするため、杵築市創業セミナー（初級編）を開催します。

経験豊かな講師陣が創業へ向けた心構えや具体的なプラン等について丁寧にレクチャーいたします。是非ご参加ください！

【日程】

9月15日（金） 18時30分～21時
「創業者講話・経営について」

9月22日（金） 18時30分～21時
「販路開拓・マーケティングの基礎、財務の基礎」

9月29日（金） 18時30分～21時
「事業計画の作り方、グループディスカッション」

10月6日（金） 18時30分～21時
「グループディスカッション」

10月13日（金） 18時30分～21時
「プレゼンテーション」

【場所】 杵築市商工会

【対象者】

創業予定の方、創業をお考えの方、創業5年以内の事業者
※原則として、全5回のセミナーに参加できる方

【定員】 20人〔先着順〕

【受講料】 無料

【申込方法】

杵築市商工会、または市商工観光課まで電話でお申し込みください。

人権擁護委員委嘱（新任）のお知らせ

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とし法務大臣から委嘱されます。杵築市では、11名の委員が活動しています。

 ちむら
  たかのり
【新任】 市村 孝徳さん（杵築・八坂）

 大分地方法務局杵築支局
  0978-62-2271

navigation

はかり（計量器）を取引または証明にお使いの方へ

 大分県計量検定担当
  097-596-7102
 商工観光課
  0978-62-1808

商品の販売、農水産物の出荷・販売、薬の調剤、健康診断、病院等で使用されているはかり（計量器）は、2年ごとに県知事が行う定期検査を受けなければなりません。

今年度、杵築市では下記の日程で定期検査が実施されます。取引・証明に使用するはかりを新規に購入された方などで、今まで検査を受けたことのない方、取引・証明への使用を廃止された方は、お手数ですが、商工観光課までお知らせください。

詳しいことは、大分県産業科学技術センター計量検定担当または商工観光課までお問い合わせください。

【特定計量器定期検査の日程表】

月日	検査対象地区	検査時間	検査場所
9月11日（月）	（山香）上地区	10時～11時	上地区公民館
	（山香）山浦地区	11時30分～12時	山浦地区公民館
	（山香）立石地区 向野地区	14時～15時	立石地区公民館
9月12日（火）	（山香）中地区	10時～12時	JA山香事業部選果場
	（山香）東地区	13時30分～15時	東山香地区公民館
9月13日（水）	大田全地区	10時～12時	市役所大田庁舎
	（杵築）八坂地区 北杵築地区	13時30分～15時	八坂地区公民館
9月14日（木）	（杵築）奈狩江地区	10時～12時	奈狩江地区公民館
	（杵築）東地区	13時30分～15時	東地区公民館
9月15日（金）	（杵築）杵築地区 大内地区	10時～12時	勤労者体育館
		13時～15時	



ご協力をお願いします

平成29年就業構造基本調査

◆日本の就業・不就業の実態を明らかにする調査です。

ふだん仕事をしているかどうか、就業に関する希望や就業異動、育児・介護の有無などについて調査します。

【調査の対象】

調査区内における世帯に居住する15歳以上の世帯員

【調査の範囲】

平成27年国勢調査の調査区のうち、総務大臣が指定する約33,000の調査区

杵築市においては、18調査区（約800世帯対象）

【調査方法】

調査員による準備調査と実地調査

※調査の期日…10月1日（日）午前0時現在

準備調査…調査区内の全世帯を訪問し、対象調査区内の全世帯を把握します（名簿と要図を作成）。訪問した際に準備調査用リーフレット（調査のお知らせ）を配布し、対象調査区で調査が行われることを周知します。

実地調査…準備調査で把握した全世帯から無作為に抽出した世帯に調査票による調査を行います。（今年度から、パソコン・スマートフォンによるオンライン回答が可能）

 政策推進課
  0978-62-1804

杵築市長 永松 悟

来年は「おおいた大茶会」

来年の10月6日（土）から11月25日（日）までの51日間、大分県で第33回「国民文化祭」と第18回「全国障害者芸術・文化祭」が開催されます。大分県での開催は20年ぶり、2回目となります。

今回のテーマは「おおいた大茶会」。これは今年から430年前の天正15（1587）年に、京都の北野天満宮境内で、豊臣秀吉が庶民から大名まで身分を問わず参加を呼びかけた有名な「北野大茶会」に因んだものです。

県をあげて「男性も女性も、子どももお年寄りも、また障がいのある人もない人も、外国の人も、みんな一緒になってお祭りを

楽しみましょう」というコンセプトです。

「きつき大茶会」

この「おおいた大茶会」のコンセプトを、県内一の生産量と品質を誇るお茶どころである杵築市で実現しようと、来年の10月20日（土）・21日（日）に「きつき大茶会」を開催します。

煎茶や紅茶、コーヒー、烏龍茶、チャイなど、古今東西の「喫茶」に関する出店を募集し、たくさんの方が茶を楽しみ、会話を楽しむことができる交流の場にしたいと思います。

また、杵築に縁の深い「江戸千家」の呈茶、「豊後宏道流」の生花展示、夜は「観月祭」ともタイアップする予定です。

そのイベントとして、今年の10月8日（日）に様々な催しを行う予定です。どうぞ楽しみにお待ちください。

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。

平成30年4月2日までにご請求ください。

※請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなります。

【支給対象となる方】

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人

戦没者等の死亡当時のご遺族で、

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2. 戦没者等の子

3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

【支給内容】

国債名称……第十回特別弔慰金国庫債券 い号

額面……………25万円（5年償還）

 福祉推進課
  0977-75-2405